



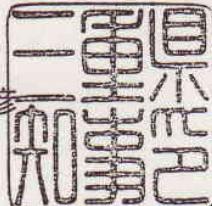
生活第12-83号

三重県文化審議会

「三重の文化振興方針（仮称）」及び新博物館のあり方について、三重県文化審議会設置条例（昭和46年7月27日 三重県条例第33号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求める。

平成19年7月23日

三重県知事 野呂昭彦



（諮問理由）

三重県では、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」の実現に向けて、文化の持つ力に着目し、その力を高め、生かす取組を進めてきました。

平成18年度には、その考え方にとって、文化芸術分野を対象とした施策を推進していくため、「三重の文化芸術振興方策」を策定したところです。

今後、三重の文化を継承し、より発展させていくためには、文化芸術分野にとどまらない生涯学習分野などの近接領域まで幅広く対象とした文化振興のための基本的な考え方を明らかにして、県民の皆さんと行政が共に推進していくことが必要です。

とりわけ、三重の豊かな文化的資源を生かし、県民の皆さん一人ひとりの感性や創造力を育み、「知の拠点」となるような文化振興拠点の機能やあり方について検討することが重要です。

あわせて、長年政策課題となっていました新しい博物館や公文書館のあり方についても、文化振興の基本的な考え方に基づき検討していくことが必要であると判断しています。

以上のような考え方のもと、平成19年度内に新博物館のあり方を含めた「三重の文化振興方針（仮称）」を策定するため、貴審議会の意見を求めるものです。